

解 説 編

指定手続等の概要

NPO法人

特定非営利活動を行うことを主たる目的とする等の一定の要件を満たし、特定非営利活動促進法の規定に基づき、所轄庁の認証を受けて設立された特定非営利活動法人をいいます（法2②、10①）。

事前相談(任意)

- ◎ 指定申出をお考えの方は、まず、事前相談をお願いします。
 - 指定を受けるための基準についてはP40～51をご確認ください。

申出書提出

- ◎ 青森県に申出書（第1号様式）を提出してください。
 - 申出手続についてはP29～35をご確認ください。
 - 申出様式については「様式例」P55～104をご確認ください。

実態確認等

- ◎ 青森県の担当者が実態確認等を行う場合があります。
 - 確認させていただく資料（例）についてはP52をご確認ください。

条例提案

- ◎ 指定基準に適合する法人について、当該法人を指定するための条例を県議会に提案します。

—指定NPO法人—

住民の福祉の増進に寄与する寄附金を受け入れるNPO法人として、青森県の条例で法人の名称及び主たる事務所の所在地を定められたNPO法人をいいます（地方税法37の2）。

役員報酬規程等の提出

(P106～107 参照)

- ◎ 指定NPO法人は、役員報酬規程等、助成金支給の実績等に係る書類を青森県に提出しなければなりません。ただし、役員報酬規程と職員給与規程については、既に青森県に提出されているものから内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要です(条例 11①・②、規則 35①・②)。

情報公開

(P108～109 参照)

- ◎ 指定NPO法人は、事業報告書等、役員名簿、定款、指定等申出の添付書類、役員報酬規程等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその県内の事務所において閲覧させるとともに、うち一部の書類についてインターネットにより公開しなければなりません。なお、閲覧させる際、役員名簿・社員名簿等については、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます(条例8、10④⑤)。

異動の届出等

(P107 参照)

- ◎ 指定NPO法人は、代表者の変更があったときなど所定の異動・変更等が生じた場合には、その旨を記載した書類等（添付書類を含みます。）を、青森県に提出しなければなりません(条例 9①、規則 33①)。

1 指定は指定の効力の生じる期間の継続通知を受けるための申出手続

(1) 指定を受けようとする場合

イ 指定NPO法人として指定を受けようとするNPO法人は、条例で定めるところにより、次の①～③の書類を添付した申出書を青森県に提出し、指定を受けることとなります（条例3、規則3）。

なお、基準に適合する場合、当該申出法人は県議会の議決を経た上で、指定NPO法人となります（条例2）。

（注） 申出書及び添付書類については、P55～104をご覧ください。

① 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（寄附金の支払者ごとの氏名（法人の名称）と住所並びに寄附金の額、受け入れた年月日を記載したもの）

（注） 実績判定期間とは、指定を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に指定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（条例3②一）。詳しくは、P31～32「参考1（実績判定期間）」を参照してください。

② 指定の基準に適合する旨を説明する書類

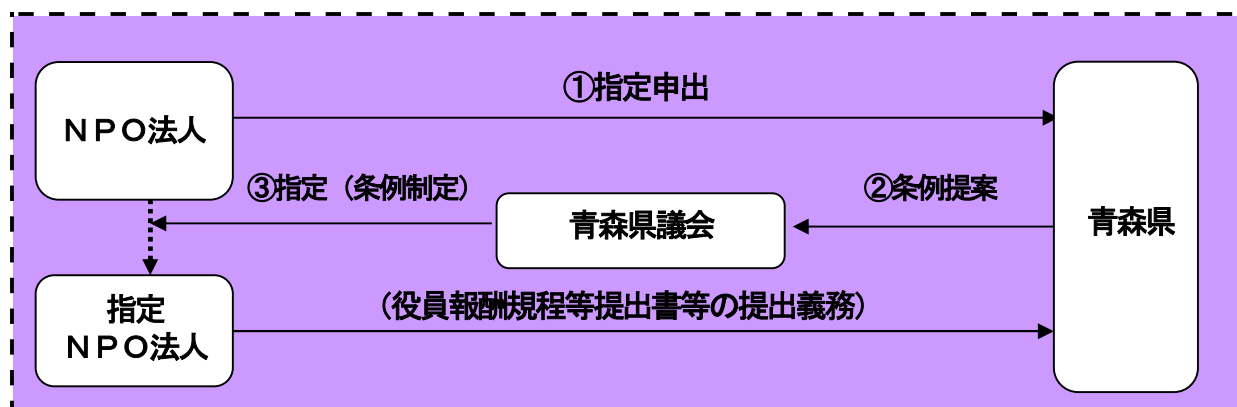
（注） 指定の各基準についてはP40～51をご覧ください。

③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

ロ 指定の申出書の提出は、申出書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している必要があります（条例4十二）。

ハ 指定の効力の生じる期間は、指定条例が県議会で可決され、指定の効力を生じた日（指定条例の施行日）から指定の効力を生じた日の属する月の翌月の初日から起算して5年となります（条例7①）。

指定の効力の生じる期間の満了後、引き続き、指定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする指定NPO法人は、その効力の生じる期間の継続通知を受ける必要があります（次の「(2) 指定の効力の生じる期間の継続通知を受けようとする場合」を参照してください。）（条例7①）。



(2) 指定の効力の生じる期間の継続通知を受けようとする場合

イ 指定の効力の生じる期間の継続通知を受けようとする指定NPO法人は、指定の効力の生じる期間の満了の日の9月前から7月前までの間（以下「継続申出期間」といいます。）に、次の①～②の書類を添付した指定の継続の申出書を青森県に提出し、継続の通知を受けることとなります（条例7①、規則32①）。

① 指定の基準に適合する旨を説明する書類

（注） 継続に係る指定の基準についてはP40～51をご覧ください。

② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

(注1) 申出書及び添付書類については、P55～104をご覧ください。指定の継続の申出書には、寄附者名簿の提出は不要ですが、当該名簿の作成の日から5年間事務所に備え置く必要があります(条例7③、10①、②)。

(注2) 指定の継続の申出に係る実績判定期間は、継続の通知を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります(条例3②一)。

(3) 指定NPO法人の役員報酬規程等の提出義務

イ 指定NPO法人は、毎事業年度初めの3ヶ月以内に、役員報酬規程等を知事に提出しなければなりません(条例11①、規則35①)。提出する書類等の詳細は、P106「(1)事業年度終了後の役員報酬規程等の報告」をご覧ください。

《参 考》

1 指定等の通知

知事は、NPO法人からの指定の申出に対し、条例で指定されたとき又は手続を行ったにもかかわらず条例で指定されなかったときはその旨を、当該手続を行わないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申出法人に対し書面により通知することになります(条例6①)。また、指定の継続の申出に対し、基準に適合するときはその旨を、基準に適合しないときはその旨とその理由を、当該申出法人に対し書面により通知することになります(条例7②)。

2 指定の公示

知事は、指定NPO法人等の指定又は指定の有効期間の更新をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法(青森県では、青森県報に登載)により、次に掲げる事項を周知することとされています(条例6②)。

(公示事項)

- ① 法人の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所及び県内のその他の事務所の所在地
- ④ 法人を指定する条例が効力を生じた年月日
- ⑤ 事業の概要
- ⑥ 事業を行っている地域
- ⑦ その他規則で定める事項

3 協力依頼

知事は、条例の施行のために必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとされています(条例18)。この規定により、知事が指定申出中のNPO法人に対し、申出書の内容確認や指定を取り消すべき理由が発生していないかどうか等を確認するために実態確認を実施することがあります。

参 考 1 (実績判定期間)

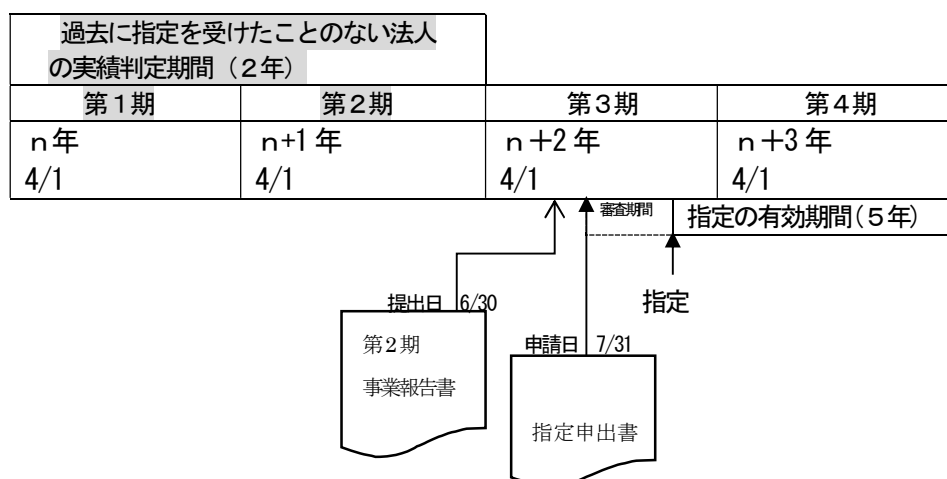
実績判定期間とは、指定又は指定の効力の生じる期間の継続通知を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に指定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます（条例3②一）。

【具体例1】

《過去に指定を受けたことのない法人の申出の場合》

- 事業年度 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 n+2年6月30日
- 申請書を提出した日 n+2年7月31日
- 実績判定期間 n年4月1日（第1期）～n+2年3月31日（第2期）

過去に指定を受けたことのない法人が申出を行う場合の実績判定期間は、n年4月1日（第1期）からn+2年3月31日（第2期）までの2年間となり、実績判定期間で算定する指定基準（PST基準等）については、第1期から第2期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。



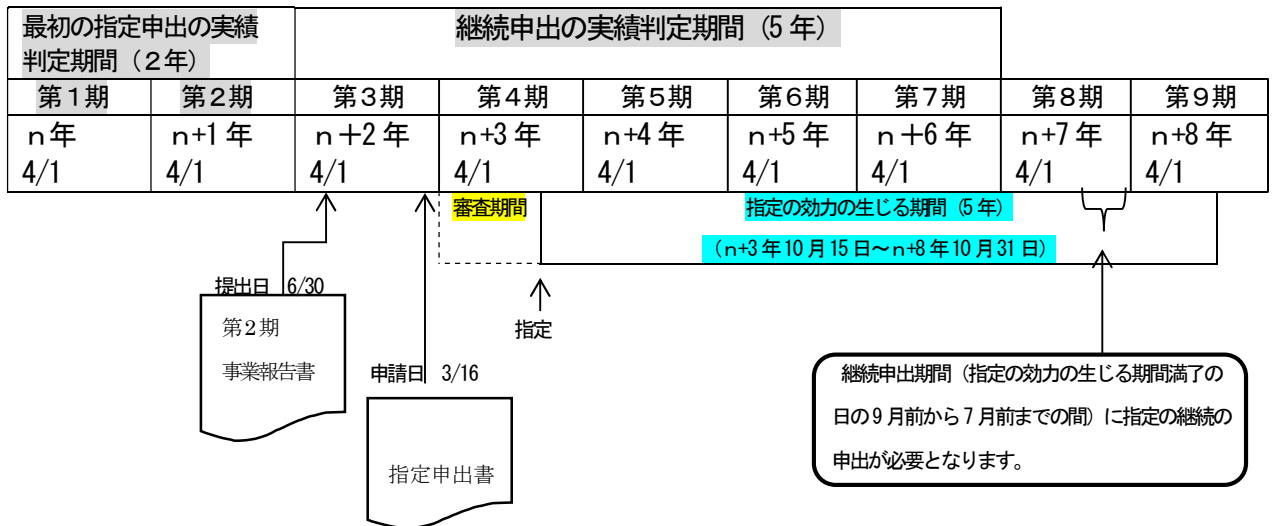
【具体例2】

指定の効力の生じる期間内に継続通知を受けようとする場合のタイムスケジュールを作成すると、おおむね次表のとおりとなります。

- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 : n+2年6月30日
- 初回の指定申出書の提出日 : n+3年3月16日
- 指定日 : n+3年10月15日
- 指定の効力の生じる期間 : n+3年10月15日～n+8年10月31日
- 継続申出期間 : n+8年1月31日～n+8年3月31日
- 継続の申出書の提出日
- 実績判定期間 : n+2年4月1日（第3期）～n+7年3月31日（第7期）

継続申出期間中のn+8年1月31日～n+8年3月31日の間に継続の申出書を提出する場合の実績判定期間は、n+2年4月1日（第3期）～n+7年3月31日（第7期）となります。

この場合の実績判定期間で算定する指定基準（PST基準等）については、第3期から第7期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。



参 考 2 (指定申出書及び添付書類)

イ 指定を受けるための申出書及び添付書類一覧

申 出 書 ・ 添 付 書 類											
1 控除対象寄附金の条例の定めに係る申出書 (第1号様式)											
2 寄附者名簿											
3 条例第4条各号の基準に適合する旨を説明する書類											
①	指定基準チェック表 (第1表 事務所所在地・活動場所)										
②	県民からの支援が得られているかどうかを判断する基準 (寄附金要件)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">ア</td> <td style="padding: 5px;">指定基準チェック表 (第2表 相対値基準)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">受け入れた寄附金の明細表 (第2表付表1 相対値基準)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">社員から受け入れた会費の明細表 (第2表付表2 相対値基準)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">イ</td> <td style="padding: 5px;">指定基準チェック表 (第3表 絶対値基準)</td> </tr> </table>	ア	指定基準チェック表 (第2表 相対値基準)		受け入れた寄附金の明細表 (第2表付表1 相対値基準)		社員から受け入れた会費の明細表 (第2表付表2 相対値基準)	イ	指定基準チェック表 (第3表 絶対値基準)	ア・イのうち、いずれかを選択してください
ア	指定基準チェック表 (第2表 相対値基準)										
	受け入れた寄附金の明細表 (第2表付表1 相対値基準)										
	社員から受け入れた会費の明細表 (第2表付表2 相対値基準)										
イ	指定基準チェック表 (第3表 絶対値基準)										
③	県民からの支援が得られているかどうかを判断する基準 (その他の要件)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">ア</td> <td style="padding: 5px;">指定基準チェック表 (第4表 補助・委託)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">指定基準チェック表 (第5表 ボランティア)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">イ</td> <td style="padding: 5px;">ボランティア参加者名簿 (第5表付表1 ボランティアの実績)</td> </tr> </table>	ア	指定基準チェック表 (第4表 補助・委託)		指定基準チェック表 (第5表 ボランティア)	イ	ボランティア参加者名簿 (第5表付表1 ボランティアの実績)	ア・イのうち、いずれかを選択してください		
ア	指定基準チェック表 (第4表 補助・委託)										
	指定基準チェック表 (第5表 ボランティア)										
イ	ボランティア参加者名簿 (第5表付表1 ボランティアの実績)										
④	事業活動が県民に周知される取組	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">ア</td> <td style="padding: 5px;">指定基準チェック表 (第6表 広報媒体による情報提供)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">イ</td> <td style="padding: 5px;">指定基準チェック表 (表7表 催しの開催)</td> </tr> </table>	ア	指定基準チェック表 (第6表 広報媒体による情報提供)	イ	指定基準チェック表 (表7表 催しの開催)	ア・イのうち、いずれかを選択してください				
ア	指定基準チェック表 (第6表 広報媒体による情報提供)										
イ	指定基準チェック表 (表7表 催しの開催)										
⑤ 指定基準チェック表 (第8表 事業活動のうちの共益的活動の割合)											
指定基準チェック表 (第9表 運営組織及び経理)											
⑥ 役員の状況 (第9表付表1)											
帳簿組織の状況 (第9表付表2)											
指定基準チェック表 (第10表 事業活動内容の適正性)											
⑦ 役員等に対する報酬の状況 (第10表付表1)											
役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (表10表付表2)											
⑧ 指定基準チェック表 (第11表 情報公開)											
⑨ 指定基準チェック表 (第12表 インターネットによる情報公開)											
⑩ 指定基準チェック表 (第13表 事業報告書等の提出)											
⑪ 指定基準チェック表 (第14表 法令等の不正行為等)											
⑫ 指定基準チェック表 (第15表 設立後の経過期間)											
⑬ 指定基準チェック表 (第16表 欠格事由)											
4 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類											

ロ 指定の継続の申出書及び添付書類一覧

申 出 書 ・ 添 付 書 類				
1 控除対象寄附金の条例の定めに係る継続の申出書（第2号様式）				
2 条例第4条各号の基準に適合する旨を説明する書類				
①	指定基準チェック表（第1表 事務所所在地・活動場所）			
②	県民からの支援が得られているかどうかを判断する基準（寄附金要件）	ア	指定基準チェック表（第2表 相対値基準）	ア・イのうち、いずれかを選択してください
			受け入れた寄附金の明細表（第2表付表1 相対値基準）	
		社員から受け入れた会費の明細表（第2表付表2 相対値基準）		
イ	指定基準チェック表（第3表 絶対値基準）			
③	県民からの支援が得られているかどうかを判断する基準（その他の要件）	ア	指定基準チェック表（第4表 補助・委託）	ア・イのうち、いずれかを選択してください
		イ	指定基準チェック表（第5表 ボランティア）	
			ボランティア参加者名簿（第5表付表1 ボランティアの実績）	
④	事業活動が県民に周知される取組	ア	指定基準チェック表（第6表 広報媒体による情報提供）	ア・イのうち、いずれかを選択してください
		イ	指定基準チェック表（表7表 催しの開催）	
⑤	指定基準チェック表（第8表 事業活動のうちの共益的活動の割合）			
⑥	指定基準チェック表（第9表 運営組織及び経理）			
	役員の状況（第9表付表1）			
	帳簿組織の状況（第9表付表2）			
⑦	指定基準チェック表（第10表 事業活動内容の適正性）			
	役員等に対する報酬の状況（第10表付表1）			
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（表10表付表2）			
⑧	指定基準チェック表（第11表 情報公開）			
⑨	指定基準チェック表（第12表 インターネットによる情報公開）			
⑩	指定基準チェック表（第13表 事業報告書等の提出）			
⑪	指定基準チェック表（第14表 法令等の不正行為等）			
⑫	指定基準チェック表（第15表 設立後の経過期間）			
⑬	指定基準チェック表（第16表 欠格事由）			
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類				

（注意事項）

- 1 寄附者名簿の添付は必要ありません（条例7③）。
- 2 「指定基準チェック表（第9表）ロ」欄及び「指定基準チェック表（第13表）並びに（第15表）」欄の記載は必要ありません。

(参 考)

所轄庁に提出していることが必要な書類
① 事業報告書
② 計算書類（活動計算書、貸借対照表）
③ 財産目録
④ 年間役員名簿（役員であったことのある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者への報酬の有無を記載した名簿）
⑤ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

(注意事項)

上記書類は指定申出書への添付は不要ですが、法第29条の規定に基づき青森県（権限移譲市町村にあつては、当該市町村）に提出していることが指定基準の一つとなっています（条例4十）。

2 指定基準の概要

指定NPO法人としての指定を受けるためには、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資することにつき、次に掲げる(1)から(13)までの基準に適合する必要があります(条例4)。

次表は指定基準の概要をまとめたものですが、詳細についてはP40以降をご覧ください。

項 目	指 定 基 準 の 概 要
(1) 事務所所在地、活動場所	県内に主たる事務所を有し、県内において特定非営利活動を行っていること。
(2) P S T基準 (寄附金要件(相対値基準・絶対値基準))	<p>県民からの支援が得られているかどうかを判断するための基準(寄附金要件)として、次の2つの基準のいずれかに適合すること。</p> <p>1 相対値基準</p> <p>実績判定期間における</p> $\text{寄附金等収入金額} \div \text{経常収入金額} \geq \frac{1}{10}$ <p>(注) 寄附金等収入金額、経常収入金額の詳細については、P40～42を参照してください。</p> <p>2 絶対値基準</p> <p>実績判定期間における各事業年度中の寄附金の額の総額が1,000円以上(休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、1,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)である寄附者の数の合計数が年平均30人以上であり、寄附金の合計額が年平均15万円以上(休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、15万円に当該休眠預金等交付金関係助成金の年平均額を加算した金額以上)であること。</p> <p>(注1) 氏名又は名称及び住所が明らかな寄附者のみを数えます。 (注2) 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。 (注3) 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。 (注4) 休眠預金等交付金関係助成金とは、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(平成28年法律第101号)に基づき事業を実施するために指定活用団体、資金分配団体、民間公益活動を行う団体から受け取った助成金のことです。</p>
(3) P S T基準 (その他の要件(補助・委託、ボランティア))	<p>県民からの支援が得られているかどうかを判断するための基準(その他の要件)として、次の2つの基準のいずれかに適合すること。</p> <p>イ 国等の補助金等の交付又は委託を受けて事業を年平均1件以上実施していること。</p> <p>ロ ボランティアとして延べ4時間以上の役務を提供した者の実人数が年平均25人以上であり、その合計時間が年平均200時間以上であること。</p>

<p>(4) 事業活動が県民に周知される取組 (広報媒体による情報提供・催しの開催)</p>	<p>実績判定期間における事業活動を県民に周知する取組として、次の2つの基準のいずれかに適合すること。</p> <p>イ 県内の地方公共団体が発行する広報誌、日刊新聞、ラジオ、テレビを通じた法人の事業活動に関する情報提供を年平均2回以上提供していること。</p> <p>ロ 県民を対象としたその事業活動に係る催しを年平均4回以上開催していること。</p>
<p>(5) 事業活動のうちの共益的活動の割合</p>	<p>実績判定期間における事業活動のうち、次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること。</p> <p>イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動</p> <p>ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動</p> <p>ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動</p> <p>ニ 特定の者の意に反した活動</p>
<p>(6) 運営組織及び経理</p>	<p>次のいずれの基準にも適合していること。</p> <p>イ 運営組織が次のいずれにも該当すること。</p> <p>① $\frac{\text{議の場議決権を有する者で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の数}} \leq \frac{1}{3}$</p> <p>② $\frac{\text{役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の数}} \leq \frac{1}{3}$</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること。</p> <p>ハ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法人税法施行規則第53条～第59条に規定する青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。</p> <p>ニ 不適正な経理を行っていないこと。</p>
<p>(7) 事業活動内容の適正性</p>	<p>次のいずれの基準にも適合していること。</p> <p>イ 次に掲げる活動を行っていないこと。</p> <p>① 宗教活動</p> <p>② 政治活動</p> <p>③ 特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動</p> <p>ロ 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記イの活動を行う者または特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていないこと。</p> <p>ハ $\frac{\text{実績判定期間における特定非営利活動に係る事業費}}{\text{総事業費}} \geq 80\%$</p> <p>ニ $\frac{\text{実績判定期間における受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額}}{\text{受入寄附金総額}} \geq 70\%$</p>

(8) 情報公開	<p>次に掲げる書類をその県内の事務所において閲覧させること。</p> <p>イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載を除いたもの）</p> <p>ロ ① 各指定基準に適合する旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>② 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>③ 助成の実績を記載した書類</p>
(9) インターネットによる情報公開	<p>インターネットを利用して次に掲げる情報を公表すること。</p> <p>イ 法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所及び県内のその他の事務所の所在地、設立年月日、役員の職名及び氏名</p> <p>ロ 事業報告書等（年間役員名簿、前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面を除く）、定款</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p>
(10) 事業報告書類等の提出	<p>各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により知事（権限移譲市町村にあっては、当該市町村長）に提出していること。</p>
(11) 法令等の不正行為等	<p>法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと。</p>
(12) 設立後の経過期間	<p>指定の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。</p>
(13) 欠格事由に関する基準	<p>イ 役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>NPO法人の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。</p> <p>① 指定NPO法人が条例第16条第1項各号（第1号、第4号～第6号、第9号を除く。ロにおいて同じ。）又は第2項各号いずれかに該当したことにより、当該指定NPO法人に係る控除対象寄附金の条例の定めが廃止された場合において、その原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定NPO法人のその業務を行う理事であった者でその条例の廃止の日から5年を経過しないもの</p> <p>② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>③ 法、暴力団員不当行為防止法若しくは青森県暴力団排除条例の規定に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>④ 暴力団の構成員等</p> <p>ロ 条例の定めを廃止の日から5年を経過していない法人</p> <p>条例第16条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当したことにより、当該指定NPO法人に係る控除対象寄附金の条例の定めが廃止され、その廃止の日から5年を経過しない場合には、欠格事由に該当します。</p> <p>ハ 定款又は事業計画書の内容が法令に違反している法人</p> <p>NPO法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している場合には、欠格事由に該当します。</p> <p>ニ 国税又は地方税の滞納処分を受けている法人</p> <p>国税又は地方税の滞納処分の執行がされているNPO法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していないNPO法人は、欠格事由に該当します。</p> <p>ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過していない法人</p> <p>国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していないNPO法人は、欠格事由に該当します。</p>

	<p>へ 次のいずれかに該当する法人 NPO法人が次のいずれかに該当する場合は、欠格事由に該当します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 暴力団 2 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある
--	---

指定NPO法人の上記基準のうち、(2)の1・2、(3)のイ・ロ、(4)のイ・ロ、(5)、(7)のハ・ニの基準は、実績判定期間において適合する必要がありますが、(1)、(6)、(7)のイ・ロ、(8)、(9)、(10)、(11)、(13)は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく指定時まで継続して適合する必要があります(ただし、実績判定期間中に指定を受けていない期間が含まれる場合には、その期間については(8)ロ、(9)の基準を除きます。)(条例4十三)。

3 指定NPO法人としての指定を受けるための基準

指定NPO法人としての指定を受けるためには、次の(1)～(13)の基準に適合する必要があります(条例4)。

(1) 県内に主たる事務所を有し、かつ県内において特定非営利活動を行っている

- 次のいずれの条件も満たしていること
- イ 県内に主たる事務所を有している
 - ロ 県内において特定非営利活動を行っている

(解説)

実績判定期間内において、県内に主たる事務所を有すること及び県内において特定非営利活動を行っていることを条件としています(条例4一、二)。

(2) パブリック・サポート・テスト(PST)基準(寄附金要件(相対値基準・絶対値基準))

PST基準(寄附金要件(相対値基準・絶対値基準))の判定に当たっては、次の①、②のいずれかの基準を選択できます。

① 相対値基準 <算式1>

実績判定期間における経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が10分の1以上であること。(下記参照)

② 絶対値基準 <算式2>

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が1,000円以上(※1)である寄附者の数の合計数が年平均30人以上であり、寄附金の合計額が年平均15万円以上(※2)であること(P42参照)。

(注1) 寄附者の氏名(法人にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。

(注2) 寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。

(注3) 申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者の場合、これらの者は寄附者数に含めません。

※1 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、1,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上

※2 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、15万円に当該休眠預金等交付金関係助成金の年平均額を加算した金額以上

《算式1》相対値基準

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額}}{\text{経常収入金額}} \geq \frac{1}{10}$$

【経常収入金額とは?】

総収入金額 - イの金額

【寄附金等収入金額とは?】

受入寄附金総額 - ロの金額 + ハの金額

(解説)

実績判定期間における経常収入金額（総収入金額（注1）からイの金額を控除した金額）のうち寄附金等収入金額（受入寄附金総額からロの金額を控除した金額（一定の要件を満たす法人にあっては、それにハの金額を加算した金額）の占める割合が10分の1以上であること（条例4三イ、規則5）。

（注1） 総収入金額とは、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額です。ただし、活動計算書にボランティア受入評価益、施設等受入評価益等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額については、経常収益計から控除することとなります。

イの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（条例4三イ(1)、規則9）

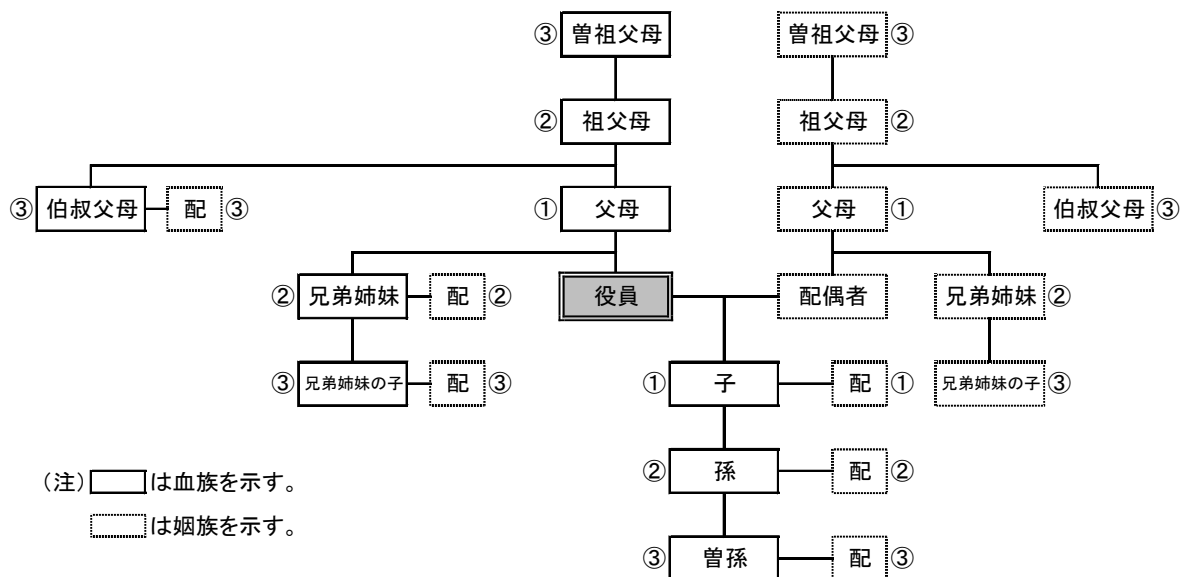
- ① 国等（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。以下同じです。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ⑥ 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの
- ⑦ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金
- ⑧ 休眠預金等交付金関係助成金

（注2） 役員が寄附者の場合、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は当該役員と同一の者とみなします（いわゆる親族合算）（規則12）。

上記の「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（規則22）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

≪3親等以内の親族図≫



ロの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（条例4三イ(2)、規則6、7）

- ① 受け入れた寄附金の額のうち一者当たり基準限度超過額（注4）に相当する金額
- ② 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないものの合計額
- ③ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金
- ④ **休眠預金等交付金関係助成金**

（注3） 役員が寄附者の場合は、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は当該役員と同一の者とみなします（いわゆる親族合算）（規則12）。

上記「特殊の関係」については、**イの金額**（注2）をご覧ください。

（注4） 「一者当たり基準限度超過額」とは、同一の者からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額から**休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額**の100分の10を超える部分の金額をいいます。ただし、特定公益増進法人、認定NPO法人からの寄附金については、同一の法人からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額から**休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額**の100分の50を超える部分の金額となります（規則10）。

（注5） 「一者当たり基準限度超過額」及び「1,000円未満（同一の者からの合計額）の寄附金」の判定については、実績判定期間に受け入れた寄附金の合計額で計算します（条例4三イ(2)、規則11）。

ハの金額（条例4三イ(3)、規則4）

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額（「(5)事業活動のうち共益的活動の割合に関する基準」に定める割合（P44参照）を乗じて計算した金額をいいます。）を控除した金額（ただし、受入寄附金総額 — **ロの金額** を限度とします。）

（注6） **ハの金額**を相対値基準の分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります（規則4）。

（イ） 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。

（ロ） 社員（役員並びに役員の配偶者及び3親等以内の親族関係並びに役員と特殊の関係のある者を除きます）

「特殊の関係」については、**イの金額**（注2）と同様です。）の数が20人以上であること。

（注7） 上記の「共益的な活動等に係る部分の金額」とは、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合（P44(5)の事業活動のうち会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。）を乗じた金額をいいます。

《算式2》絶対値基準

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が1,000円以上の寄附者の合計人数	×	12		
				≧ 30人
実績判定期間の月数				
実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の合計額	×	12		
				≧ 15万円
実績判定期間の月数				

- （注） 1 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所の明らかな寄附者のみを数えます。
- 2 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
- 3 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。
- 4 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月とします。

(解説)

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が1,000円以上(注8)である寄附者の数の合計数が年平均30人以上であること、また、実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の合計額が年平均15万円以上(注9)であること(条例4三イ、規則8)。

なお、実績判定期間の各事業年度単位で、年1,000円以上(注8)の寄附者数が30人以上及び寄附金の合計額が15万円以上(注9)となっている場合には、上記算式を当てはめるまでもなく基準に適合することとなります。

(注8) 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、1,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上となります。

(注9) 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、15万円に当該休眠預金等交付金関係助成金の年平均額を加算した金額以上となります。

(3) パブリック・サポート・テスト(PST)基準(その他の要件(補助・委託、ボランティア))

実績判定期間において、①、②のいずれかに該当

- ① 国等の補助金等の交付又は委託を受けて事業を年平均1件以上実施
- ② ボランティアとして延べ4時間以上役務の提供を受けた者の実人数が各事業年度において25人以上であり、その合計時間が年平均200時間以上

(解説)

PST基準(その他の要件)を満たすためには、①、②のいずれかの要件を満たすこととしています(条例4三ロ、規則13、14)。

- ① 法人が県民からの共感や信頼を受け、その活動に一定の認知がされているものとして、地域の課題解決に向けた活動を実施していることを確認します。その要件として、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、我が国が加盟している国際機関から、補助・委託を受けて事業を行うことを基準として設定しています。
- ② 法人が県民からの共感や信頼を受け、その活動に一定の認知がされているものとして、県民と一体となった活動を積極的に行っており、当該活動に対し、一定程度の県民の参加が得られていることを確認します。その要件として、法人の事業活動^{*}へのボランティアの参加人数及び活動時間を基準として設定しています。

※対象とする事業活動・・・法人が県民を対象として実施する活動であり、総会、理事会等法人の運営に関するもの等を除く。

(4) 事業活動が県民に周知される取組に関する基準

実績判定期間において、①、②のいずれかに該当

- ① 県内の地方公共団体が発行する広報誌、県内で発行する日刊新聞紙、ラジオ、テレビ等を通じた当該法人の事業活動に関する情報提供を年平均2回以上提供
- ② 県民を対象としたその事業活動に係る催しを年平均4回以上開催

(解説)

事業活動が県民に周知される取組に関する基準を満たすためには、①、②のいずれかの要件を満たすこととしています(条例4四、規則15)。

- ① 法人が自らの活動を県民に周知するための広報活動の実施状況を確認するための要件として、法人の事業活動について、県又は市町村が発行する広報誌、日刊新聞紙、ラジオ(コミュニティFM)、テレビ(インターネットによる発信は除きます。)を通じた広報活動の実施回数について基準を設定するものです。

- ② 法人が自らの活動を県民に周知するための広報活動の実施状況を確認するための要件として、法人の事業活動に関する県民を対象とした催し^{*}の開催回数について基準を設定するものです。

※催し（イベント）・・・セミナー、講演会、講習会、展覧会等

(5) 事業活動のうち共益的活動の割合に関する基準

実績判定期間における

イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動

ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動

ニ 特定の者の意に反した活動

の事業活動に占める割合 < 50%

(解説)

実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること（条例4五）。

(注) 上記の割合は、そのNPO法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標によりその事業活動のうちイ、ロ、ハ、ニに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合をいいます（規則17）。

イ 会員又はこれに類する者（注1）（NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者（注2）を除きます。以下「会員等」といいます。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」といいます。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他一定のもの（注3）を除きます。）

(注1) 会員に類する者とは、次に掲げる者をいいます（規則18）。

- ① 当該申請に係るNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、NPO法人の帳簿書類等に氏名又は名称が記載された者であって、そのNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者
- ② 当該申請に係るNPO法人の役員

(注2) NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者とは、NPO法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外のNPO法人の活動に関係しない者をいいます（規則19）。

(注3) その他一定のものとは、次に掲げるものをいいます（規則20）。

- ① そのNPO法人が行う資産の譲渡等で、その対価として資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね10%程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他その資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額（②において「付随費用の実費相当額」といいます。）以下のものを会員等から得て行うもの
- ② そのNPO法人が行う役務の提供で、その対価として最低賃金法第4条第1項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額を会員等がそのNPO法人に支払う役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの
- ③ 法別表19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表第19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県若しくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行うその会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定NPO法人である会員等（※1）が参加しているもの

に限ります。) に対する助成

※1 旧民法法人のうち、特定公益増進法人の認定の有効期間内のものを会員等とする場合を含みます。

2 旧民法法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第38条(民法の一部改正)の規定による改正前の民法第34条の規定により設立した法人をいいます。

ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者などその便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動(会員等に対する資産の譲渡等及び会員等を対象とする活動で上記イ(注3)③に掲げる活動を除きます。)

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

(6) 運営組織及び経理に関する基準

運営組織及び経理について、次のいずれにも適合していること。

イ 運営組織が次のいずれにも該当すること

$$\frac{\text{役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員総数}} \leq \frac{1}{3}$$
$$\frac{\text{役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員総数}} \leq \frac{1}{3}$$

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ 会計について

公認会計士等の監査を受けていること

または

青色申告法人と同等の取引記録、帳簿の保存を行っていること

ニ 不適正な経理を行っていないこと

(解説)

その運営組織及び経理に関して次に掲げる基準を満たしていること(条例4六)。

イ 次の割合のいずれについても3分の1以下であること。

- ① 役員総数のうちに役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族(以下「親族関係を有する者」といいます。)並びに役員と特殊の関係(注1)のある者の数の占める割合
- ② 役員総数のうちに特定の法人(その法人との間に一定の関係のある法人(注2)を含みます。以下同じ。)の役員又は使用人である者並びにこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係(注1)のある者の数の占める割合

- (注1) 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます(規則22)。
- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
 - b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
 - c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
- (注2) 「一定の関係のある法人」とは、一の者(法人に限ります。)が法人の発行済株式又は出資(以下「発行済株式等」といいます。)の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における一の者と法人との間の関係(以下「直接支配関係」といいます。)にある法人をいいます。
- この場合において、次に該当するときは、一の者は、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなされます(規則23)。
- a 一の者及びこれとの間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合
 - b 一の者との間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合
- (注3) NPO法人の責めに帰することのできない事由によりこの基準に適合しないこととなった場合には、その後遅滞なくこの基準を満たしていると認められるときは、この基準を継続して満たしているものとみなされます(規則25)。

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は法人規第53条から第59条までの規定(青色申告法人の帳簿書類の保存)に準じて帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること(規則26)。

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理が行われていないこと(規則27)。

(7) 事業活動内容の適正性に関する基準

事業活動が次のいずれも満たしていること

- イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと
- ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと

ハ 実績判定期間における

$$\frac{\text{特定非営利活動に係る事業費}}{\text{総事業費}} \geq 80\%$$

ニ 実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額}}{\text{受入寄附金総額}} \geq 70\%$$

(解説)

その事業活動に関し、次に掲げる基準を満たしていること（条例4七）。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
- ③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係（注1）のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして一定の基準（注2）を満たしていること。

（注1） ここにいう「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（規則22、28）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

（注2） 「一定の基準」とは、次に掲げる基準をいいます（規則29）。

- a 当該役員の職務の内容、当該NPO法人の職員に対する給与の支給の状況、当該NPO法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。
- b 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該NPO法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。
- c 役員等に対し役員の選任その他当該NPO法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
- d 営利を目的とした事業を行う者、イの①から③に掲げる活動を行う者又はイの③の特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと。

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること。

（注3） この割合を事業費以外の指標によって算定し、申出書を提出した場合であっても、所轄庁の長はその事業費以外の指標によって算定した割合が合理的であると認めた場合には、事業費により算定した割合に代えて、その事業費以外の指標により算定した割合によりこの基準の判定を行うことができます（規則30）。

（注4） 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

（注1） 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

(コラム) 特定資産について

- ・ NPO 法人の特定非営利活動において、将来の特定非営利活動事業に充てるために、集めた寄附金の一部を一定期間法人内部に積み立てることができます。
- ・ 当該積立金相当額は、活動計算書上「費用」とはなりません。積立金の使用目的(その法人の今後の特定非営利活動事業に充当するために法人の内部に積み立てるものであること)や事業計画、目的外取り崩しの禁止等について、理事会又は社員総会で議決するなど適正な手続を踏んで積み立て、貸借対照表に例えば「特定資産」として計上するなどしているものであれば、いわゆる「総事業費の80%基準」や「受入寄附金の70%基準」の判定において、特定非営利活動事業費及び総事業費に含めて差し支えありません。
- ・ 実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、勘定科目と金額を「指定基準等チェック表 第10表(次葉)」(P91参照)に記載して下さい。
- ・ この場合、当該積立金相当額は、既に「総事業費の80%基準」等の判定において特定非営利活動事業費及び総事業費として含めておりますので、事後に当該積立金を取り崩して費消(資産の取得等を含みます)し、かつ、活動計算書において費用(取得資産に係る減価償却費を含みます)として計上されている場合には、当該費用を特定非営利活動事業費及び総事業費から除いたところで「総事業費の80%基準」等の判定をする必要があります。

(8) 情報公開に関する基準

次に掲げる書類を閲覧させること

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等 (個人の住所又は居所に係る記載を除いたもの)

ロ ① 各指定基準に適合する旨を説明する書類

② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

③ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類

④ 規則で定める書類

⑤ 助成の実績を記載した書類

(解説)

イ及びロの書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これをその県内の事務所において閲覧させること(条例4八)。

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等 (個人の住所又は居所に係る記載を除いたもの)

ロ ① 各指定基準に適合する旨を説明する書類 (指定申出時の書類) (条例3②二)

② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 (条例3②三)

③(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 (条例10②二)

(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類 (条例10②三)

(注) 「その他の規則で定める事項を記載した書類」とは以下のものをいいます(規則34①)。

1 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項

2 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

3 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引

ロ 役員等との取引

- 4 寄附者（当該控除対象特定非営利活動法人の役員、役員配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定NPO法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
- 5 役員等に対する報酬又は給与の状況
- 6 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- 7 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日

④ 規則で定める書類（条例10②四、規則34②）

（注）「規則で定める書類」とは以下のものをいいます（規則34②）

条例第4条第2号（(1)県内において特定非営利活動を行っていること）、第6号（(6)運営組織及び経理に関する基準 イ、ハ、ニ）、第7号（(7)事業活動内容の適正性に関する基準 イ、ロ）、第8号（(8)情報公開に関する基準）、第9号（(9)インターネットによる情報公開に関する基準）、第11号（(11)不正行為に関する基準）に適合している旨並びに第14号（欠格事由に関する基準）のいずれにも該当していない旨を説明する書類。

⑤ 助成の実績を記載した書類（条例10③）

※ なお、当該実績判定期間中に、指定NPO法人でなかった期間が含まれる場合には、当該期間については、ロの書類は閲覧の対象から除くこととなります。

(9)インターネットによる情報公開に関する基準

インターネットを利用して次に掲げる情報を公表していること

- イ 法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所及び県内のその他の事務所の所在地、設立年月日、役員の職名及び氏名
- ロ 事業報告書等（年間役員名簿、前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面を除く）、定款
- ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

（解説）

指定NPO法人はイ、ロ及びハの書類について、正当な理由がある場合を除き、インターネットを利用して公表すること（条例4九）。

※ なお、当該実績判定期間中に、指定NPO法人でなかった期間が含まれる場合には、当該期間については、公表の対象から除くこととなります。

(10) 事業報告書等の提出に関する基準

各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により知事に提出していること

（解説）

法第28条第1項に規定する事業報告書等（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面）を法第29条の規定により知事（権限移譲市町村にあつては、当該市町村長）に提出していること（条例4十）。

(11) 法令等の不正行為等に関する基準

法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又

は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと（条例4十一）。

(12) 設立後の経過期間に関する基準

指定の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

(解説)

申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること（条例4十二）。

(13) 欠格事由に関する基準

次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと

イ 役員のうち、次の①から④のいずれかに該当する者がある

① 指定NPO法人が条例第16条第1項各号（第1号、第4号～第6号、第9号を除く。ロにおいて同じ。）又は第2項各号いずれかに該当したことにより、当該指定NPO法人に係る控除対象寄附金の条例の定めが廃止された場合において、その原因となった事実があった日以前1年内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその廃止の日から5年を経過しない者

② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者

③ NPO法、暴力団員不当行為防止法、青森県暴力団排除条例に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者

④ 暴力団の構成員等

ロ 条例第16条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当したことにより、当該指定NPO法人に係る控除対象寄附金の条例の定めが廃止され、その廃止の日から5年を経過しない法人

ハ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人

ニ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人

ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過しない法人

ヘ 次の①、②のいずれかに該当する法人

① 暴力団

② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

(解説)

欠格事由のいずれにも該当しないことが条件となります（条例4十四）。

イ NPO法人の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。

① 指定NPO法人が条例第16条第1項各号（第1号、第4号から第6号まで及び第9号を除く。ロにおいて同じ）又は第2項各号のいずれかに該当したことにより、当該指定NPO法人に係る控除対象寄附金の条例の定めが廃止された場合において、その原因となった事実があった日以前1年内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその廃止の日から5年を経過しない者

② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

③ NPO法、暴力団員不当行為防止法若しくは青森県暴力団排除条例に違反したことにより、若しくは刑法第204条等（注1）若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

④ 暴力団の構成員等（注2）

（注1）「刑法204条等」とは、刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条をいいます。

（注2）「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

ロ 条例第16条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当したことにより、当該指定NPO法人に係る控除対象寄附金の条例の定めが廃止され、その廃止の日から5年を経過しない法人は、欠格事由に該当します。

ハ NPO法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している法人は、欠格事由に該当します。

ニ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

なお、指定及び指定の継続の申出時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。

（注1） 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、青森県知事及び県内市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

（注2） 毎事業年度初めの3ヶ月以内に、青森県に提出する役員報酬規程等提出書には、上記の納税証明書の添付は必要ありません。

ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

ヘ 次のいずれかに該当する法人は、欠格事由に該当します。

① 暴力団

② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある法人

確認させていただく資料（例）

指定基準等の該当性や申出書類の記載内容を確認するための参考資料として提示（又は提出）をお願いする可能性がある書類は次のとおりです。

確認させていただく書類の事例		(参考) 確認する主な指定基準
1	NPO法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)	事務所所在地、活動場所の基準
		パブリック・サポート・テスト(PST)基準
		事業活動が県民に周知される取組基準
		事業活動のうちの共益的活動の割合基準
		事業活動内容の適正性基準 法令等の不正行為等がないことの基準
2	NPO法人の従業員一覧、給与台帳	運営組織及び経理基準
		事業活動のうちの共益的活動の割合基準
		法令等の不正行為等がないことの基準
3	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。)	パブリック・サポート・テスト(PST)基準
		事業活動のうちの共益的活動の割合基準
		運営組織及び経理基準
		事業活動内容の適正性基準
		法令等の不正行為等がないことの基準
4	申出書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	パブリック・サポート・テスト(PST)基準
		事業活動のうちの共益的活動の割合基準
		運営組織及び経理基準
		事業活動内容の適正性基準
5	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など)	事業活動のうちの共益的活動の割合基準
		運営組織及び経理基準
		事業活動内容の適正性基準
6	寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	パブリック・サポート・テスト(PST)基準
		事業活動のうちの共益的活動の割合基準
		事業活動内容の適正性基準
7	絶対値基準(寄附金額の総額が1,000円以上である寄附者数の合計が年平均30人以上で寄附金の合計額が年平均15万円以上)の算出方法がわかる資料	パブリック・サポート・テスト(PST)基準
8	助成金・補助金を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等	パブリック・サポート・テスト(PST)基準
9	閲覧に関する細則(社内規則)	情報公開基準
10	NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資料	事業活動のうちの共益的活動の割合基準
		事業活動内容の適正性基準
		法令等の不正行為等がないことの基準

(注) これらは、確認させていただく資料の一例であり、指定審査の過程において、必要に応じて、これら以外の資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。

4 指定NPO法人に関する優遇措置

指定NPO法人に関する優遇措置としては、次の2つがあります。

① 個人が支出した指定NPO法人への寄附金に対する税制上の優遇措置

<個人県民税の寄附金税額控除>

個人から指定NPO法人に対する寄附金は、個人県民税の控除を受けることができます（地方税法第37条の2）。



《算式》

$$(\text{寄附金}^{\text{②}} - 2\text{千円}) \times 4\% = \text{税額控除額}$$

(注) 寄附金の合計は、総所得金額等の30%相当額が限度です。

【寄附金税額控除に関する申告】

個人県民税の寄附金控除を受けようとする場合には、住所地の市町村への申告が必要となります。

※具体的な申告方法等については、住所地市町村の税務担当窓口にお問い合わせ願います。

② 認定NPO法人の一部の要件に適合

<認定NPO法人のPST要件を充足>

指定NPO法人に指定された法人については、認定NPO法人の認定基準のうちのPST要件を満たすこととなります（法45①－ハ）。

認定基準（認定NPO法人）

P S T 要 件	○次のいずれかに適合していること
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が1/5以上 ・ 3,000円以上の寄附者が年100人以上 ・ 都道府県条例指定法人
そ の 他 の 要 件	<ul style="list-style-type: none"> ○事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満であること ○運営組織及び経理が適切であること ○事業活動の内容が適正であること ○情報公開を適切に行っていること ○事業報告書等を所轄庁に提出していること ○法令違反、不正行為、公益に反する事実等がないこと ○設立の日から1年を超える期間が経過していること

指
定
N
P
O
法
人

適
合

※認定NPO法人に認定されるためには、改めて青森県に申請する必要があります。

参考（認定NPO法人の税制上の措置）

≪寄附者に対する税制上の措置≫

- 個人が寄附した場合
 - ・ 所得税の寄附金控除（所得控除）又は税額控除（40%）
- 法人が寄附した場合
 - ・ 損金算入限度額の拡大
- 相続人等が相続財産等を寄附した場合
 - ・ 寄附した財産の価額について、相続又は遺贈にかかる相続税の課税対象外

≪当該認定NPO法人に係る措置≫

- みなし寄附金制度の適用
 - ・ 法人の収益事業に属する資産のうちから、法人の収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業にかかる寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が可能